軽度者への福祉用具貸与について

軽度者（要支援・要介護１の方）に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具が保険給付の対象外とされています。

ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、または、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能とされています。

○例外給付対象品目

- 車いす及び車いす付属品
- 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具及び体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）
  ※自動排泄処理装置については要介護２・３の方を含む

○例外給付判断フロー

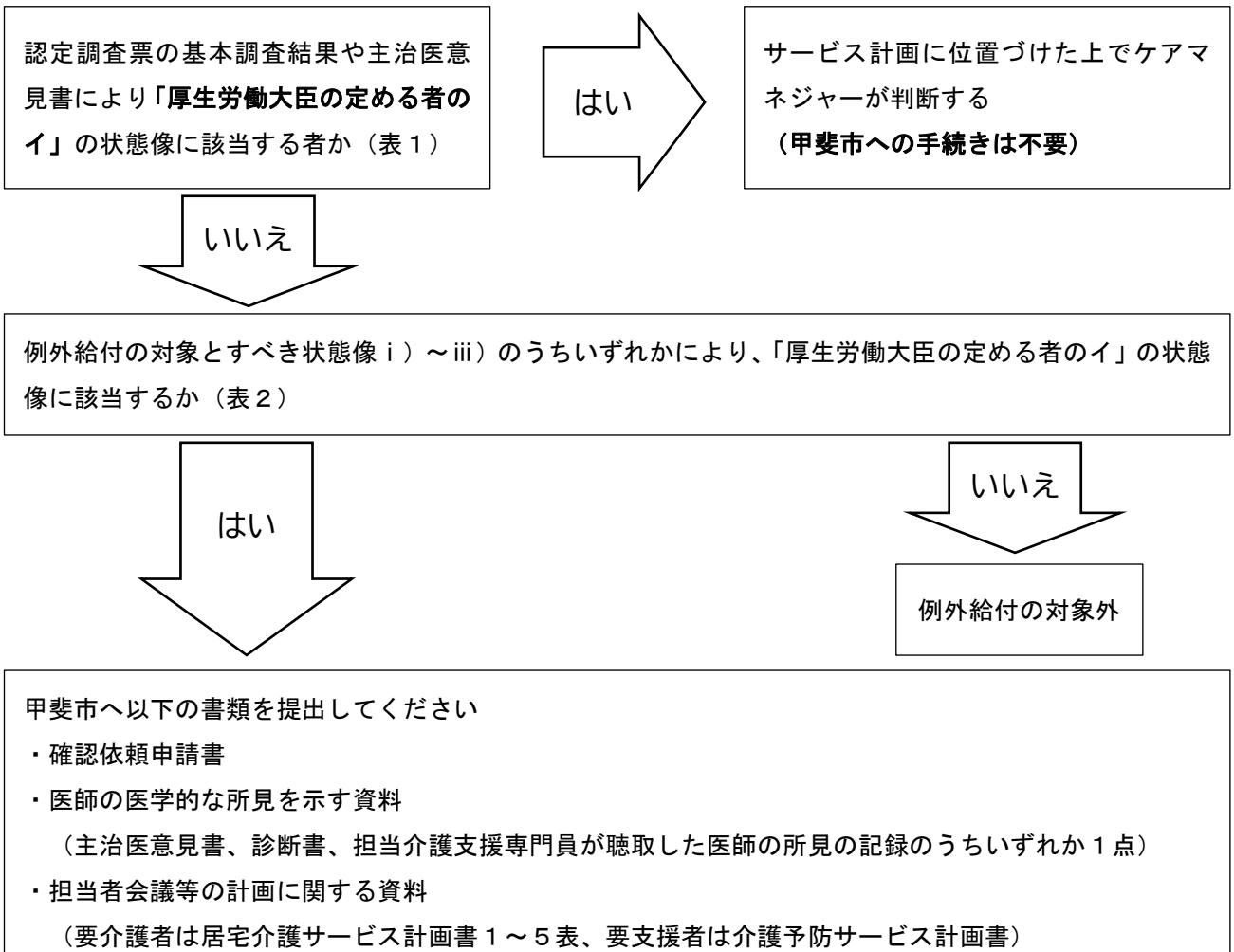

後日、甲斐市での確認結果を通知しますので、例外給付の適否を判断してください。

なお、保険給付が可能な期間は、**確認依頼申請書を提出した日の属する月の一日**から**要介護認定または要支援認定の有効期間の終了日**までです。

継続して貸与の必要性がある場合は、サービス計画を見直した上、再度申請してください。

表１　平成２７年厚生労働省告示第９４号 第３１号のイ

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7　「3. できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	車いす及び車いす付属品、移動用リフトを例外給付する場合の例外規定※を参照
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4　「3. できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3　「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3　「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 または基本調査 3-2～7 のいずれか「2. できない」 または基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(2)移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2　「4.全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8　「3. できない」
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1　「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	車いす及び車いす付属品、移動用リフトを例外給付する場合の例外規定※を参照
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(1)排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6　「4. 全介助」
	(2)移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1　「4. 全介助」

※車いす及び車いす付属品、移動用リフトを例外給付する場合の例外規定

ただし、アの(2)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(3)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断することとなる。**⇒甲斐市への手続きは不要**

なお、この判断の見直しについては、居宅介護（介護予防）サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

表２　例外給付の対象とすべき状態像

	状態像	例
ⅰ）	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める状態に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象
ⅱ）	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める状態に該当することが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
ⅲ）	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める状態に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全 心疾患による心不全 嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避